

鳴門教育大学地域連携センター施設利用規程

平成17年 3 月14日

規程第 13 号

改正 平成20年 3 月17日規程第34号

平成22年 3 月24日規程第57号

平成25年 3 月27日規程第13号

令和 4 年 7 月13日規程第57号

鳴門教育大学学校教育実践センター利用規程（平成16年規程第79号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規程は、鳴門教育大学地域連携センター規則（平成17年規則第17号）第9条の規定に基づき、鳴門教育大学地域連携センター（以下「センター」という。）施設の利用に関し、必要な事項を定める。

（利用の目的）

第2条 センターの施設及び機器等の利用の目的は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 研究
- (2) 授業（講義、演習及び実習等）
- (3) 教育資料及び情報の提供
- (4) 講習会
- (5) その他センター所長が必要と認めるもの

（利用の資格）

第3条 センターを利用することができる者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 鳴門教育大学（以下「本学」という。）の職員
- (2) 本学の学生，研究生，科目等履修生，特別聴講学生及び特別研究学生
- (3) 客員研究員
- (4) 本学の教員以外の学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校の教員又はこれに準ずる者
- (5) その他センター所長が適当と認めた者

（利用できる施設等）

第4条 センターで利用できる施設等は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 多目的教室，セミナー室，教授スキル演習室，（以下「共同利用施設」という。）
- (2) 相談室1，相談室2，相談室3，プレイルーム
- (3) その他センター所長が認めた施設等

（利用時間）

第5条 センターを利用できる日時は、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月28日から翌年1月4日までの期間を除き、9時から17時30分までとする。ただし、センター所長が必要と認める場合は、この限りではない。

(利用の申請及び承認等)

第6条 センターを利用しようとする者は、次の手続によるものとする。

(1) 共同利用施設については、別記様式の地域連携センター施設等利用申請書を提出し、センター所長の承認を受けるものとする。

(2) その他の施設等については、所掌する分野等の定めるところによる。

2 センター所長は、利用状況等により、前項第1号の利用を制限又は却下することができる。

3 センター所長は、第1項第1号の申請を承認し、又は制限したときは、その旨を申請者に通知するものとする。

(変更の届出)

第7条 前条第1項第1号によりセンター施設等の利用を承認された者は、承認された内容に変更が生じたときは、速やかにセンター所長に届け出なければならない。

(利用者の遵守事項)

第8条 センターの施設等の利用を承認された者（以下「利用者」という。）は、この規程に定める事項を遵守するとともに、承認された目的以外に使用してはならない。

(利用の取消し)

第9条 センター所長は、利用者が前条に違反したとき、又はセンターの運営に支障を生じさせたときは、その者にかかる利用を取り消し、又は一定の期間センターの利用を停止させることができる。

(利用者の負担)

第10条 利用者は、利用にかかる消耗品を負担しなければならない。

(損害賠償)

第11条 利用者は、故意又は重大な過失により、センターの施設及び設備等を汚損、損傷又は滅失したときは、その原状回復に必要な費用を弁償しなければならない。

(細則)

第12条 この規程に定めるもののほか、センターの利用に関し必要な事項は、センター所長が別に定める。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年7月13日から施行する。

別記様式（第6条関係）

地域連携センター施設等利用申請書

年 月 日

センター所長 殿

所 属 等 _____

利用者（代表者等）氏名 _____

下記のとおり利用したいので申請いたします。

利 用 目 的		授業・講習会・その他	授業等の名称又は利用目的
		☐ 授業 （ ☐ 学部 ☐ 大学院） ☐ 講習会 ☐ その他	
利 用 期 間 等	☐ 定期的な利用 の申請	年 月 日 ～ 年 月 日 毎週 曜日 時限目	
	☐ 単発的な利用 の申請	年 月 日（曜日） 時 分 ～ 時 分	
利 用 施 設		☐ 多目的教室(セ107) ☐ 教授スキル演習室(セ205) ☐ セミナー室(セ109) ☐ その他（ ）	
利用する機器 ソフトウェア 消 耗 品 等			
利用予定者数		_____ 人	
備 考			